

における児童虐待に対する取り組みの実態に関する調査」によると、平成9年度に全国174の児童相談所で受けた通告・相談処理件数5,570件のうち約4分の1にあたる1,386件で一時保護を行っており、本調査の回収数1,331票はその96.0%に相当することから、平成9年度に一時保護を行った事例の概要が本調査で把握できたとと言えるだろう。

なお、今年度は継続研究の2年目であり、昨年度報告した単純集計結果を踏まえて、クロス分析及び検定等を行い、ケース処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児相内のチームワーク体制の特徴について、特に明らかにしている。

## 1. 事例の概要

### (1) 事例の種別

児童が受けた主たる虐待の種別は、「身体的虐待」が45.0%、「不適切な保護・拒否」が41.8%で、「性的虐待」「心理的虐待」はどちらも6.6%となっている。また虐待が重複する場合の複数回答をみると、「不適切な保護・拒否」が最も多く59.5%、ついで「身体的虐待」が55.0%になっている(表1)。この数値は厚生省報告例の結果<sup>1)</sup>とはやや異なるが、本調査ではその対象を一時保護をした事例に限定したことによるものと考えられる。

虐待の種別を性別でみると、男児は女児に比べて「身体的虐待」や「不適切な保護・拒否」が多く、女児は男児に比べて「性的虐待」や「心理的虐待」が多いことがわかる(表1-1)。また、年齢別でみると、「身体的虐待」は3～5歳が22.0%、6～8歳が21.3%、9～11歳が20.9%、「不適切な保護・拒否」では9～11歳が22.3%、3～5歳が21.9%、6～8歳が21.2%となっており、「身体的虐待」、「不適切な保護・拒否」のどちらも幼児から小学生にかけての比較的年齢の低い層に多い。一方、「性的虐待」は12～14歳が最も多く全体の50%を占め、次いで15歳以上が32.9%となっている。「心理的虐待」は12～14歳が最も多く26.8%、次いで6～8歳で19.5%、9～11歳が18.3%となっており、「性的虐待」や「心理的虐待」は比較的年齢の高い層に多いことがわかる(表1-2)。なお、児童年齢中、0～2歳児が一定数含まれている点は、今回の調査に

おいて対象外とされた「一時保護委託」がなされた事例が混在していることを示唆している。

### (2) 同居の家族構成

同居の家族構成では、父親は「実父」と同居している場合が最も多く44.3%、一方で「父なし」の場合も37.5%と多い。母親は「実母」が75.6%と圧倒的に多く、「母なし」は17.4%であった。その他の同居家族では、「実のきょうだい」が61.3%と最も多く、「異父異母きょうだい」は21.9%である(表2)。

家族形態でみると「ひとり親(母)」が最も多く34.5%、次いで「両親とも実親」が25.1%、「父母のいずれかが実親」が22.3%となっている(表3)。この数値は、一般に指摘されるように、ひとり親世帯の全世帯に占める割合から勘案すると高いものとなっている。

また、家族の人数は「3人」が26.3%で最も多く、「4人」が25.5%で続いている(表4)。

### (3) 児童の通学・通園先

児童の通学・通園先は「小学校」がもっとも多く41.3%、次いで「中学校」が21.3%、「保育園」15.2%となっている(表5)。その他(108名)の記述のなかでは、本来ならば幼稚園か保育園に通園しているはずの3～5歳の児童の56人が「未就学」であったり、小学校に通う6～11歳の児童のうち12名が「不登校」や「自宅軟禁」等で学校に通学していない状態であった。また、15歳以上で「高校中退」や「無職」等の理由で通学も就職もしていない児童も15名存在している。

## 2. 一時保護前の状況について

### (1) 一時保護前の児相との関わり

一時保護前の児相との関わりについては、「関わりがあった」と答えたのは857ケースで全体の68.8%を占め、「関わりがなかった」と答えたのは388ケースで、31.2%であった(表6)。一時保護前の児相との関わりについて、保護者の対応別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「一時保護前に関わりがなかった」割合が高かった

(表6-2)。これは、一時保護前に児相との関わりがあり、「保護者への援助に対して拒否がない」場合には、一時保護にうまく結びつけられる可能性が高いが、一時保護前に関わりがなかった場合は、保護者への援助も行われることなく（「保護者への援助に対する拒否」もなく）、緊急に一時保護が行われた可能性が高いことが示唆された。

一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者は虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった（表6-1、表6-3）。また、一般的な他事例と比較した場合の困難度別に有意差をみると、「大変困難」、「やや困難」な場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が高く、「他のケースと同様」、「楽だった」場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が低かった（表6-4）。

「関わりがあった」と答えた857ケースのうち、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間をみると、「1ヶ月～3ヶ月」が最も多く24.0%、次いで「3日～14日」が11.8%、「1年以上」が11.3%と続いている（表7）。また、約17%が初回の通告より2年以上の関わりを持っていることが明らかになった。

初回の通告先に関しては、「教育機関」が最も多く22.3%、次いで「福祉事務所」が18.9%、「警察」10.9%の順になっている。その他、「同居の家族」、「同居不明の家族」、「地域住民」、「非同居の親族」なども比較的多く挙げられている（表8）。

初回通告を受けてからの児相の対応としては、「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」が48.4%と約半数を占め、「見守り、関係機関・施設との連絡調整等」が25.8%、「通告直後に一時保護」を行った割合は24.4%である（表9）。

ここで留意すべき点として、前述の初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間と、「通告直後に一時保護」を行った件数を比較した場合、「通告直後に一時保護」を行ったとしているのが210ケースもあるのに対して、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間を0～2日としたのは48ケースに過ぎなかったという点が挙げられる。この初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間が0～2日であるのは、その多くが身柄

付き通告に近い事例と考えられる。この期間と、「通告直後に一時保護」という児相の対応の数の差を考えると、調査票記入段階で、初回の通告相談日と一時保護に関わる通告とが十分区分されなかったための結果であると考えられることができる。

次に、初回通告を受けてからの児相の対応として多かった「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」の回数をみると、「来所」は「1回」が27.5%で最も多く、平均値は0回を除くと4.1回で、最高値は45回である。「電話」は「5～9回」が19.8%で最も多く、平均値は0回を除くと9.6回、最高値は100回である。「訪問」は「1回」が19.5%で最も多く、平均値は0回を除くと5.4回で、最高値は50回という結果になっている（表10）。

## (2) 直近の一時保護までの状況

直近の一時保護までの一時保護の有無については、「ある」が32.9%、「ない」が65.6%となっている（表11）。一時保護をしたことが「ある」場合の回数は、「1回」が63.5%と最も多く、平均値は1.8回で、一時保護をした回数の最高値は30回である（表12）。また、一時保護の期間の平均日数は19.5日、最高値は171日である（表13）。

一方、直近の一時保護までの施設措置の有無については、「ある」が17.2%、「ない」が70.4%となっている。施設措置をしたことが「ある」場合の施設種別は、「児童養護施設」が76.9%で圧倒的に多く、次いで「乳児院」が15.6%となっている（表14）。その他の記述では、「里親委託」、「情緒障害児短期治療施設」がそれぞれ6ケース、4.1%となっている。

以上を、一時保護までの対応の状況とあわせて考えると、調査時点で約3分の1、また今後の対応の可能性を含めるとさらに多くの事例で、相当程度の関わりの繰り返し及び長期的な関わりがなされていることが指摘できる。

## (3) 一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が86.9%、「ない」が12.1%で、多くの場合何らかの形で他機関・施設と連携していることがわかった（表15）。

一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった(表15-2)。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認められたか」という項目については有意差がみられなかった(表15-1、表15-3)。また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難」、「やや困難」、「他のケースと同様」の場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースに比べて楽だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低かった(表15-4)。

関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が61.9%、「福祉事務所(家児相)」が54.9%、「警察」が30.1%の順であった(表16)。その他の記述では、「他の児相」が20ケース、「福祉事務所」でも「家児相」ではなく、「生保担当ケースワーカー」が15ケース、「民生委員」が11ケースなどとなっている。また連携する際の中核機関・施設については、「無記入」が66.2%で最も多く、これを選択肢に児相の項目がなかったため特に記入しなかったためと考えられ、児相が関係機関・施設と連携する場合には、自らが中核機関になっていると解釈するのが妥当であろう。

### 3. 一時保護中の状況について

#### (1) 児童・保護者に対応した職員

一時保護中、一時保護所職員以外で児童に対応した職員の有無については、児童への対応では「児童福祉司」が90.4%で最も多く、「心理判定員」が78.2%と続いている。一方、保護者への対応では「児童福祉司」が96.2%で最も多く、主な担当者についても「児童福祉司」が74.3%と高いことから、保護者への対応のほとんどを「児童福祉司」が担っているということがわかる(表17)。また、保護者への対応の内容に関しては、「所内面接」が73.3%、「電話」が71.9%で、「訪問」が46.3%と続いている(表18)。「所内面接」、「電話」、「訪問」のそれぞれが行われ

た回数を見ると、「所内面接」は「1回」が19.5%で最も多く、平均値は0回を除くと3.1回で、最高値は47回になっている。「電話」は「5～9回」が16.9%で最も多く、次いで「2回」が14.6%になっている。平均値は0回を除くと5.2回で、最高値は60回となっている。「訪問」は「1回」が17.8%で最も多く、次いで「2回」が12.9%になっている。平均値は0回を除くと2.6回で、最高値は30回である(表19)。その他の対応の内容としては、「所外面接」が17ケース、「同行訪問」が10ケースとなっている。

クロス項目ごとに一時保護中の相談指導の平均回数と一時保護平均日数を比較すると、「保護者の施設措置への同意が得られなかった」り、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に、相談指導のほとんどの項目の平均回数と「一時保護期間」で平均値以上の関わりがみられ、また、一時保護中、「関係機関との連絡調整を行った」り、「所内で虐待ケースに対するチーム体制が組まれた」場合に、相談指導のほとんどの項目の平均回数と「一時保護期間」について、平均値以上の関わりがみられた(表19-1)。

#### (2) 一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が81.1%、「ない」が17.3%で、一時保護前と同様、何らかの形で他機関・施設と連携している場合が多くなって(表20)。

一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった(表20-2)。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認められたか」という項目については有意差がみられなかった(表20-1、20-3)。また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースと同様だった」場合に「関係機関・施設との連絡

・調整・会議が行われた」割合が低かった（表20-4）。

関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が60.9%で最も多く、「福祉事務所（家児相）」が44.9%、「児童養護施設」が36.8%の順になっている（表21）。その他の記述としては、「弁護士」が21ケース、「他の児相」が14ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」が13ケース、「里親」が12ケースなどとなっている。また、その際、中核機関になった機関・施設についても、一時保護前と同様「無記入」が66.2%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示している。

### (3) 一時保護の日数

直近の一時保護の日数については、「（1ヶ月以上）2ヶ月未満」が最も多く25.6%、「（3週間以上）1ヶ月未満」が17.4%、「（1週間以上）2週間未満」が15.3%の順になっている。一時保護の平均日数は29.8日、最高日数は300日である（表22）。この数値は、前述の直近の一時保護までに行った一時保護の期間の平均日数19.5日と比較すると、10日以上も長くなっていることがわかる。

事例の困難度別に一時保護日数をみると、「大変困難」であった場合の一時保護の平均日数は40.4日で最も長く、また、虐待種別ごとの一時保護の平均日数は、「心理的虐待」が37.7日で最も長く、次いで「身体的虐待」が31.1日、「性的虐待」が30.6日、「不適切な保護・拒否」が27.1日の順であった（表19-1）。

## 4. 一時保護解除後について

### (1) 一時保護解除後の児相の処遇方針と実際の処遇について

一時保護解除後の児相の処遇方針では「施設措置」と示された割合が64.3%で最も多く、次いで「継続指導」が14.6%、「児童福祉司指導」が8.0%の順になっている。その他の記述では、「家庭引き取り」が27ケース、「里親」が21ケースなどとなっている。これに対して、実際の処遇は、「施設措置」が60.5%、「継続指導」が13.7%、「児童福祉司等指導」が9.4%になっている（表23）。その他の記述では、「家庭引き取り」が

39ケース、「助言指導」が24ケース、「里親」が21ケースなどとなっている。したがって、実際の処遇では、その他を含めて約4割が家庭に戻っているという結果になっている。また、児相の処遇方針と実際の処遇を比べてみると、両者間に大きな差はみられないが、児相の処遇方針より実際の処遇の方が「施設措置」が3.8%少なく、「児童福祉司等指導」が1.4%増加している。これは、保護者や児童の同意が得られなかったケースが一定数存在することを示唆している。

一時保護解除後の「児相の処遇方針」や「実際の処遇」について有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合、「児相の処遇方針が施設措置」の割合が低く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に、「児相の処遇方針が施設措置」の割合が高かった。この傾向は、「児相の処遇方針」より「実際の処遇」において顕著であり、援助の拒否があった場合、児相の処遇方針では「施設措置」であっても、保護者の同意を得ることができずに「実際の処遇」においては「継続指導」や「児童福祉司等指導」になった割合が高いことが示唆される（表23-1）。一方で、「保護者が虐待の事実を認めていたか」については、「児相の処遇方針」、「実際の処遇」ともに有意差はみられなかった（表23-2）。

事例の困難度別に有意差がみられた項目を挙げてみると、「他の事例に比べて楽だった」場合に、「児相の処遇方針」、「実際の処遇」ともに「施設措置」の割合が低かった（表23-3）。児相の処遇方針や実際の処遇が「施設措置」だった場合の施設種別は、児相の処遇方針では「児童養護施設」が80.6%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が3.6%になっている。実際の処遇でも、「児童養護施設」が79.5%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が3.3%で、児相の処遇方針と実際の処遇の間にほとんど変化はみられない（表23-4）。

### (2) 一時保護解除後の処遇が「継続指導」、「児童福祉司等指導」だった場合の児童・保護者への対応

一時保護解除後の処遇が「継続指導」、「児童

福祉司等指導」だった場合の児童・保護者へ対応した職員と主な担当者については、「児童福祉司」が96.5%でそのほとんどを占め、その他では「心理判定員」が32.4%となっている。主な担当者に関しても「児童福祉司」が71.1%を占めていることから、一時保護解除後の児童・保護者への対応も、一時保護中と同様「児童福祉司」がほとんど行っていることがわかる(表24)。また、児童・保護者への対応の内容に関しては、「電話」が76.0%で最も多く、「訪問」が61.3%、「所内面接」が47.0%の順になっている(表25)。それぞれについて実施された回数をみると、「電話」は「5～9回」が19.5%で最も多く、次いで「2回」が13.9%になっている。平均値は0回を除くと6.6回で、最高値は50回となっている。「訪問」は「1回」と「3回」が13.2%で最も多く、ついで「4回」が11.8%になっている。平均値は0回を除くと4.5回で、最高値は47回となっている。「所内面接」は「1回」が14.6%で最も多く、ついで「5～9回」が10.5%になっている。平均値は0回を除くと4.4回で、最高値は30回になっている(表26)。

### (3) 一時保護解除後、児童が家庭に戻った後の状況

一時保護解除後、児童が家庭に戻った場合の援助形態については、最も多かったのが「来所なし」で44.9%と半数近くを占めている。一時保護解除後、児相が児童の生活する家庭にリーチアウトを行っている事例もあることを鑑みれば、この結果をもって、児相が適切なアフターケアを行っていないと即断することはできない。ただし、「来所なし」については、解除後の在宅状況で援助の拒否がとれていない事例も含まれていることには留意する必要がある。この場合には、児相以外の社会資源が「見守り体制」を作るための働きかけが児相に求められる。なお、実際に来所する場合は、「児童と保護者」での来所が28.6%、「保護者のみ」が11.8%、「児童のみ」が8.0%という結果になっている(表27)。

一時保護解除後の在宅での状況については、「保護者の虐待が予想以上に激化した」のは5.6%にとどまったが、「児童と保護者の関係が改善した」のは52.3%、と約半数でしかなく、36.2%は改善に至っていない。また、23.7%は家庭

に戻った後「援助の拒否」をしており、16.0%は「児童の問題行動が激化した」という結果になっている(表28)。家庭に復帰後の援助の困難さ、虐待の根深さを示す結果であるといえよう。

保護者の虐待の事実認知別に一時保護解除後の在宅での状況で有意差がみられた項目を挙げると、「保護者と児童の関係が改善しなかった」り、「保護者への援助に対する拒否があった」場合、「保護者が虐待の事実を認めない」割合が高かった(表28-2、表28-3)。

事例の困難度別に有意差がみられた項目を挙げると、「保護者の虐待が予想以上に激化した」り、「児童と保護者の関係が改善しなかった」り、「保護者への援助に対する拒否があった」場合に、「大変困難だった」割合が高かった(表39-2、表39-3、表39-4)。一方で、「児童の問題行動の悪化」と事例の困難度には有意差はみられなかった(表39-5)。

### (4) 一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の保護者の同意の有無等

一時保護解除後の処遇が「施設措置」であった場合の保護者の同意の有無については、「得られた」が93.0%で、「得られなかった」が5.2%であった(表29)。保護者の同意が得られた場合の保護者の種類については、「ひとり親の同意」が最も多く48.3%、次いで「両親とも同意」が38.0%となっている(表30)。前述の家族形態で、「ひとり親(父または母)」が48.6%、「両親とも実親」が25.1%であったことを考えると、「同意が得られた」場合は、「同居しているすべての親」から同意が得られた割合が高かったということがいえるであろう。ただし、共同親権者の一方の同意による入所の可能性も示唆されており、今後の制度運用・法解釈についての課題を改めて浮き彫りにしている。その他の記述では「祖父母」の同意が多くみられた。また、同意の困難度については、「難しくなかった」が58.6%で、「難しかった」が37.9%である(表31)。

一方、同意が得られなかった39ケースのうち、児童福祉法第28条の措置をとったのは24ケース、61.5%であり、同法第33条の6の措置をとったのは6ケース、15.4%である(表32)。なお、後者には保全処分のための申立ても含まれていると考えられる。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「施設措置への保護者の同意が得られなかった」場合に、「大変困難だった」割合が高く（表39-6）、「保護者の同意の取得が難しかった」場合に、「大変困難だった」割合が高かった（表39-7）。

#### (5) 一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の状況

一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の施設入所後の状況では、86.5%の児童が「施設に適応」し、また84.5%の児童には「問題行動の悪化」がみられなかった。一方で、「保護者の行方不明・面会途絶」、「保護者の強引な引き取り」はそれぞれ18.1%、12.4%で多くはなかったが、「保護者が児童相談所・施設に協力的」なのは44.0%に過ぎず、50.1%と約半数は「児相・施設に協力的ではない」という結果である（表33）。児童の施設入所後の保護者との関係について、児相や施設がかなり苦労している様子が読みとれる。その他の記述では、「児童が親に会いたがる」や「保護者の面会が希薄・拒否」、「面会・電話が多すぎる」、「内密に面会・連れ出す」などがみられている。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「児童が施設に適応しなかった」り、「保護者の強引な引き取り要求があった」場合、「大変困難だった」割合が高かった（表39-8、表39-11）。逆に、「児童相談所や施設に協力的だった」場合、「大変困難だった」割合が低かった（表39-12）。

一時保護解除後の状況では、家庭に戻った場合も、施設措置の場合も同様に、保護者の援助の拒否や施設措置への同意をしない、同意の取得が困難、強引な引き取り要求など、保護者の非協力的な態度が事例を困難とする要因となっていることが指摘できる。

#### (6) 一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が67.8%、「ない」が28.4%で、一時保護前、一時保護中に比べて他機関・施設と連携している割合が減少していることがわかる（表34）。

一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差のみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった（表34-2）。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった（表34-1、34-3）。また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースと同様」、「他のケースに比べて楽だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低かった。（表34-4）

このうち関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が50.7%、「児童養護施設」が47.7%、「福祉事務所（家児相）」が40.4%の順になっている（表35）。その他の記述では、「他の児相」が19ケース、「弁護士」が14ケース、「情緒障害児短期治療施設」が13ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」や「母子生活支援施設」が9ケースとなっている。また、その際中核機関になった機関・施設についても、一時保護前、一時保護中と同様「無記入」が64.7%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示していると考えられる。

#### 5. 所内の虐待ケースに関するチーム体制について

一時保護前、一時保護中、一時保護解除後、所内の虐待ケースに関するチーム体制については、「チーム体制を組んだ」と答えたのが、一時保護前、一時保護中それぞれ55.7%、57.0%で過半数を超えたが、一時保護解除後は「チームを組まなかった」のが52.0%で、「チーム体制を組まない」割合の方が高くなっている（表36）。

所内の虐待ケースに関するチーム体制について、有意差のみられた項目を挙げてみると、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後とも、「援助に対して拒否があった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった（表36-2）。一時保護解

除後の状況では、「施設措置に保護者の同意が得られなかった」場合に、「チーム体制を組んだ」割合が高く、「保護者が虐待の事実を認めなかった」という項目については、「保護者が虐待の事実を認めなかった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が低く、「保護者が虐待の事実を認めなかった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった（表36-1、表36-3）。

また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった（表36-4）。

さらに、「チーム体制を組んだ」場合に関わりのあった職種は、一時保護前では「児童福祉司」39.0%、「心理判定員」21.5%、「所長・管理職等」19.3%となっているが、一時保護中では「児童福祉司」55.2%、「心理判定員」49.6%、「一時保護所職員」45.2%であり、一時保護解除後では「児童福祉司」46.0%、「心理判定員」28.1%、「所長・管理職等」14.5%となっている。

（表37）関わりがあった職員のうち主担当者については、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後とも回答なしが60%を越えているが、「児童福祉司」と答えた割合がそれぞれ29.2%、32.0%、28.0%であり、回答した中では最も高い数値を示していることから、「児童福祉司」が主な担当者になっていることが想定される。

## 6. 児童・保護者への援助を困難にする諸要因について

児童・保護者への援助を困難にする諸要因としては、担当者が「保護者や児童に対して身の危険を感じたり」、保護者が「児童相談所長や本庁管理職等への処遇に関する抗議」や「新聞等マスコミへの電話や投書」、「弁護士をたてる」といった行動をとることは比較的少ない。しかし一方で、「保護者への援助に対する拒否」については36.0%が「ある」と答え、46.4%の保護者が「虐待の事実を認めなかった」とされている。また、「子ども自身の障害の有無」に関しては10.9%の児童に「障害がある」とされ、その障害の種類は「知的障害」が76ケース、「情緒障害」が13ケース、身体障害」が9ケースとなっている。「保護者の精神疾患による通院・治療の既往歴の有無」については、18.1%の保護者が「既往歴をもっている」とされている。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「新聞等マスコミへの電話や投書があった」以外のすべての項目で有意差が認められたが、特に「担当者が保護者に対して身の危険を感じた」、「児童相談所長及び本庁管理職等への処遇に関する抗議があった」、「保護者への援助等に対して拒否があった」場合に「大変困難」の割合が高かった（表39-13～表39-21）。

## 7. 事例の困難度について

調査票において回答があった事例を当該児相における一般的な他事例と比較した場合の困難度については、「やや困難」が43.3%、「大変困難」が27.6%で両方あわせると、一時保護を行った虐待事例の70%以上が他事例と比較して「困難である」と認識されていることがわかる。一方、困難度が「他のケースと同様」であると答えた割合は24.4%で、「楽だった」と答えた割合は3.9%と非常に低くなっている。

事例をより困難にする要因として有意差がみられた項目としては、虐待事実の認定や保護者自身も虐待しているという認識の低い「心理的虐待」の場合、長期的、継続的に「一時保護前から児相との関わり」がある場合、一時保護解除後の家庭に戻った場合に「保護者の虐待が予想以上に激化した」、「保護者と児童の関係が改善しない」、「保護者への援助に対して拒否がある」場合、施設措置に「保護者が同意しない」場合、同意した場合でも「同意を得るのが難しかった」場合が挙げられる。また、施設入所後の状況では、児童が「施設に適応しない」場合、保護者の「強引な引き取り要求があった」場合、「保護者が児相・施設に非協力的」であった場合が挙げられた。さらに、事例をとおして担当者が「保護者・児童に対して身の危険を感じた」、「処遇に関する抗議があった」、「保護者が弁護士を立てる」、「保護者への援助等に対して拒否がある」、「保護者が虐待の事実を認めない」、「子ども自身に障害がある」、「保護者に精神疾患による既往歴がある」場合に、事例の困難度が高くなる傾向がみられた。

以上から、事例を困難と認識する要因としては、児童自身の問題行動等への対処より、保護者の拒否的、否定的、非協力的な態度が対応を難しくしているという結果であった。

## D. 考察

### 1. 児童相談所における児童虐待事例対応の実情と課題～調査を通じて～

今回の調査は、児童相談所が対応した児童虐待事例（一時保護事例）について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、チーム体制構築の現状及び学校、施設、警察、家庭裁判所、保健・医療機関等とのネットワーク体制の実情を把握することを主な目的に行った。このなかで明らかになったことは、以下の5点に要約できるであろう。

第一に、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後に、児童相談所、特に児童福祉司が相当回数の来所による対応、訪問、電話、その他の対応を行っており、1回だけの一時保護から施設措置というパターン以外の対応が相当数含まれていることもあわせて、虐待に関する対応に相当の労力がさかれていることである。

第二に、その労力には、ネットワーク形成も含まれていることである。ネットワークへ参加する関係機関・施設では、学校や福祉事務所などが共通しており、時期による特徴（初期には警察）もみられた。しかも、このネットワーク形成から運営についても児童相談所が中心になることが多く、ネットワークミーティングが頻繁に開催できない状況のなかでは、各社会資源との連絡・調整を必要に応じて児童相談所が一手に担わざるを得ないことも明らかになった。さらに、児童相談所が、児童・保護者への直接援助と、ネットワーク活動の両方を同時に行うことを考えれば、児童相談所内の職員体制やチームワークもなお十全とはいえず、児童虐待事例に対して、児童相談所が総力を挙げて対応している状況が浮かび上がってきているといえる。

第三に、対応の困難度が高い一方で、例えば「保護者から児童福祉司に対する暴力の危険」が割合の低いこと、保護者の同意を得ることが「難しかった」事例が37.9%もありながら、児童福祉法第28条及び第33条の6の措置をとった事例が30ケースしかなかったことなどから、児童相談所においては、日常的対応から施設入所の同意に至るまで、児童福祉司を中心として保護者の理解を得るための配慮がなされていること、ないしは第

28条等に基づく手続きを採ることに対する躊躇がみられることが示唆された。また、事例によっては、児童相談所が総力を挙げて保護者の説得を行っていることも予想させる結果であった。

第四に、今年度のクロス分析及び検定等から読みとれる結果として、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助に対する拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に対する非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

第五に、専門職の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成については、「保護者への援助に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助をしていくことに困難を感じ、専門職員との関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていることが示唆された。これらの結果から、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要であると考えられた。

なお、今回調査は委託一時保護事例を対象からはずしたが、委託一時保護先における保護者への対応の困難度の高さもこの調査から予想され、委託一時保護に関する財政面での制度改善だけでなく、実践面でのバックアップの体制整備の必要性も示唆された。

### 2. 児童相談所の業務と児童虐待への対応

平成9年度厚生省報告例<sup>2)</sup>によると、全国の児童相談所が平成9年度中に行った「調査・診断・心理療法・カウンセリング延件数」は198万8,272件である。平成9年度の相談実件数は32万6,515件であるから、電話や文書も含め相談1件当たり平均6.1回の関わりが行われている計算となる。

一方、今回の調査対象事例である一時保護を行った児童虐待事例については、一時保護による関わりを除いても、一時保護前には平均14.5回



(表10、0回を含む)、一時保護中が平均計7.5回(表19、0回を含む)、一時保護解除後が平均計9.5回(表26、同)、総計31.5回である。

厚生省報告例は、例えば1回の面接において2種類の心理検査が行われた場合や心理検査と同時に心理面接が行われた場合には、それぞれ2件とカウントすることになっているため、今回の平均回数と単純に比較することはできないが、それにしても、今回調査対象とした被虐待事例には多くの労力がかけられていることがわかる。また、直近の一時保護における平均一時保護日数も今回調査では29.8日であり、平成9年度の全一時保護事例平均の13.8日(厚生省報告例に基づく)よりかなり長くなっている。

柏女ら<sup>3)</sup>は、児童相談所専門職員の執務分析(タイム・スタディ分析)を通じ、障害相談1件にかかる児童相談所の関わり時間を1.0とした場合の他の相談時間割合を算出しているが、これによると、児童虐待を含む養護相談の割合は5.4であった。すなわち、養護相談1件は、障害相談1件の5.4倍の時間を要していることになる。今回の調査結果は、そのことを、援助回数を通じて傍証する結果となった。

近年、児童相談所における相談実件数そのものが増え続け、特に児童虐待に関する相談・通告が増え続ける現状を鑑みると、児童相談所の負担は、近年、ますます増大しているとみなければならぬ。この結果、児童虐待への効果的対応を図るためには、児童相談所の体制及び業務の見直しが必要な課題として浮かび上がってくることとなる。その際、他の相談種別とは異なる援助構造をもつ障害相談の業務の扱いが焦点となろう。障害児福祉サービスの利用のあり方及びサービス決定の分権化が議論されるなかにあつて、児童相談所の業務のあり方、さらには児童福祉実施体制のあり方について、あらためて整理・検討することが必要と考えられる。

[註]

1) 平成9年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)によると、平成9年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談5,352件の虐待の種類別内訳は、身体的虐待が2,780件(51.9%)、保護の怠慢ないし拒否が1,728件(32.3%)、性的暴行が311件(5.8%)、心理的虐待が

458件(8.6%)、登校禁止が75件(1.4%)であった。(厚生省大臣官房統計情報部編『平成9年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』厚生統計協会、1999、p.324)

2) 厚生省大臣官房統計情報部編 前掲書1) 1999 p.322-323, p.308, p.318-319

3) 柏女霊峰・中谷茂一・網野武博・林茂男 「児童相談所専門職員の執務分析」 『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本子ども家庭総合研究所 1997 p.181

表1 虐待の種別

	主たる種別 (SA)		複数回答 (MA)	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
1. 身体的虐待	560	45.0	685	55.0
2. 不適切な保護・拒否	520	41.8	741	59.5
3. 性的虐待	82	6.6	111	8.9
4. 心理的虐待	82	6.6	292	23.5
N.A.	1	0.1	1	0.1

表1-1 性別虐待の種別

\*\*\*

	全体	男	女	N.A.
全体	1244	621	618	5
	100.0	49.9	49.7	0.4
身体的虐待	560	304	254	2
	100.0	54.3	45.4	0.4
不適切な保護・拒否	520	282	235	3
	100.0	54.2	45.2	0.6
性的虐待	82	2	80	0
	100.0	2.4	97.6	0.0
心理的虐待	82	33	49	0
	100.0	40.2	59.8	0.0

表1-2 年齢別虐待の種別

\*\*\*

	全体	0~2才	3~5才	6~8才	9~11才	12~14才	15歳以上	N.A.
全体	1244	95	250	248	257	263	99	32
	100.0	7.6	20.1	19.9	20.7	21.1	8.0	2.6
身体的虐待	560	43	123	119	117	103	37	18
	100.0	7.7	22.0	21.3	20.9	18.4	6.6	3.2
不適切な保護・拒否	520	50	114	110	116	97	21	12
	100.0	9.6	21.9	21.2	22.3	18.7	4.0	2.3
性的虐待	82	0	1	3	9	41	27	1
	100.0	0.0	1.2	3.7	11.0	50.0	32.9	1.2
心理的虐待	82	2	12	16	15	22	14	1
	100.0	2.4	14.6	19.5	18.3	26.8	17.1	1.2

表2 同居の家族構成

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 実父	551	44.3
2. 継父	149	12.0
3. 養父	72	5.8
4. 里父	2	0.2
5. 父なし	467	37.5
6. 実母	941	75.6
7. 継母	67	5.4
8. 養母	16	1.3
9. 里母	2	0.2
10. 母なし	217	17.4
11. 実のきょうだい	763	61.3
12. 異父異母きょうだい	273	21.9
13. 祖父	63	5.1
14. 祖母	107	8.6
15. その他	98	7.9
16. 不明	1	0.1

表3 家族形態

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 両親とも実親	312	25.1
2. 父母のいずれかが実親	278	22.3
3. ひとり親(父)	176	14.1
4. ひとり親(母)	429	34.5
5. 養父母・里父母・継父母	8	0.6
6. 両親なし	41	3.3
不明	1	0.1

表4 家族の人数

	件数	%
全体	1245	100.0
2人	154	12.4
3人	327	26.3
4人	317	25.5
5人	223	17.9
6人	125	10.0
7人以上	87	7.0
不明	12	1.0

表5 通学・通園先

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 保育園	189	15.2
2. その他の保育施設	6	0.5
3. 幼稚園	25	2.0
4. 小学校	514	41.3
5. 中学校	265	21.3
6. 高校	43	3.5
7. その他	108	8.7
N.A.	95	7.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p&lt;0.05 \*\* p&lt;0.01 \*\*\* p&lt;0.001)

表6 一時保護前の児相との関わり

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 関わりあり	857	68.8
2. 関わりなし	388	31.2

表6-1 施設措置への同意別

	全体	あり	なし
全体	739	538	201
	100.0	72.8	27.2
同意あり	700	510	190
	100.0	72.9	27.1
同意なし	39	28	11
	100.0	71.8	28.2

表6-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	あり	なし
全体	1200	832	368
	100.0	69.3	30.7
虐待の事実を認めた	622	445	177
	100.0	71.5	28.5
虐待の事実を認めない	578	387	191
	100.0	67.0	33.0

表6-4 事例の困難度別

	全体	あり	なし
全体	1234	853	381
	100.0	69.1	30.9
大変困難	343	273	70
	100.0	79.6	20.4
やや困難	539	379	160
	100.0	70.3	29.7
他のケースと同様	304	181	123
	100.0	59.5	40.5
楽だった	48	20	28
	100.0	41.7	58.3

表8 通告先(MA)

	件数	%
全体	857	100.0
1. 児童福祉施設	41	4.8
2. 教育機関	191	22.3
3. 保健所	38	4.4
4. 地域住民	49	5.7
5. 医療機関	43	5.0
6. 警察	93	10.9
7. その他	486	56.7
〈同居の家族〉	91	10.6
〈非同居の家族〉	9	1.1
〈同居不明の家族〉	48	5.6
〈虐待者〉	1	0.1
〈非同居の親族〉	41	4.8
〈被虐待者〉	9	1.1
〈その他知人等〉	5	0.6
〈福祉事務所〉	162	18.9
〈民生・児童委員〉	21	2.5
〈町村福祉担当等〉	49	5.7
〈家児相・相談員〉	9	1.1
〈他の児相・電話〉	18	2.1
〈その他〉	23	2.7
N.A.	7	0.8

表6-2 保護者援助への拒否別

	全体	あり	なし
全体	1220	842	378
	100.0	69.0	31.0
援助を拒否	448	332	116
	100.0	74.1	25.9
拒否なし	772	510	262
	100.0	66.1	33.9

表7 初回通告相談日から直近の  
一時保護までの期間

	件数	%
全体	857	100.0
0. 1. 2日	48	5.6
3日～14日	101	11.8
15日～29日	57	6.7
1～3ヶ月	206	24.0
4～6ヶ月	78	9.1
7～9ヶ月	69	8.1
10～11ヶ月	27	3.2
1年以上	97	11.3
2年以上	57	6.7
3年以上	22	2.6
4年以上	19	2.2
5年以上	16	1.9
6年以上	24	2.8
10年以上	10	1.2
不明	26	3.0

表9 通告を受けてからの児相の対応

	件数	%
全体	857	100.0
1. 通告直後に一時保護	209	24.4
2. 見守り・連絡調整	221	25.8
3. 相談指導	415	48.4
N.A.	12	1.4

表10 一時保護前の相談指導の回数

	1. 来所		2. 電話		3. 訪問	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	415	100.0	415	100.0	415	100.0
1回	114	27.5	47	11.3	81	19.5
2回	62	14.9	48	11.6	55	13.3
3回	38	9.2	34	8.2	38	9.2
4回	21	5.1	18	4.3	12	2.9
5～9回	48	11.6	82	19.8	61	14.7
10～19回	30	7.2	49	11.8	36	8.7
20～29回	1	0.2	21	5.1	10	2.4
30～39回	3	0.7	7	1.7	2	0.5
40回以上	2	0.5	16	3.9	3	0.7
0回を含むN.A.	96	23.1	93	22.4	117	28.2
最低値	0回		0回		0回	
最高値	45回		100回		50回	
平均値(0回を除く)	4.1回		9.6回		5.4回	
平均値(0回を含む)	3.2回		7.4回		3.9回	

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p&lt;0.05 \*\* p&lt;0.01 \*\*\* p&lt;0.001)

表11 一時保護・施設措置の経験

	一時保護		施設措置	
	件数	%	件数	%
全体	857	100.0	857	100.0
あり	282	32.9	147	17.2
なし	562	65.6	603	70.4
不明	4	0.5		0.0
N.A.	9	1.1	107	12.5

表12 一時保護の回数

	件数	%
全体	282	100.0
1回	179	63.5
2回	56	19.9
3回	22	7.8
4回	11	3.9
5回以上	12	4.3
N.A.	2	0.7
最低値	1回	
最高値	30回	
平均値	1.8回	

表13 一時保護の期間

最低値	1日
最高値	171日
平均日数	19.5日

表14 施設種別(MA)

	件数	%
全体	147	100.0
養護施設	113	76.9
乳児院	23	15.6
その他	20	13.6
N.A.	6	4.1

表15 一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議

	件数	%
全体	857	100.0
あり	745	86.9
なし	104	12.1
N.A.	8	0.9

表15-1 施設措置への同意別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	538	464	71	3
	100.0	86.2	13.2	0.6
同意あり	510	440	67	3
	100.0	86.3	13.1	0.6
同意なし	28	24	4	0
	100.0	85.7	14.3	0.0

表15-2 保護者援助への拒否別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	842	735	100	7
	100.0	87.3	11.9	0.8
援助を拒否	332	307	23	2
	100.0	92.5	6.9	0.6
拒否なし	510	428	77	5
	100.0	83.9	15.1	1.0

表15-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	832	725	99	8
	100.0	87.1	11.9	1.0
虐待の事実を認めた	445	379	62	4
	100.0	85.2	13.9	0.9
虐待の事実を認めない	387	346	37	4
	100.0	89.4	9.6	1.0

表15-4 事例の困難度別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	853	741	104	8
	100.0	86.9	12.2	0.9
大変困難	273	253	17	3
	100.0	92.7	6.2	1.1
やや困難	379	320	56	3
	100.0	84.4	14.8	0.8
他のケースと同様	181	152	27	2
	100.0	84.0	14.9	1.1
楽だった	20	16	4	0
	100.0	80.0	20.0	0.0

表16 一時保護前の関係機関・施設との関わり

	関係機関		中核	
	件数	%	件数	%
全体	745	100.0	745	100.0
1. 警察	224	30.1	13	1.7
2. 医療機関	144	19.3	23	3.1
3. 家庭裁判所	29	3.9	0	0.0
4. 教育相談室等	38	5.1	0	0.0
5. 少年補導センター	17	2.3	0	0.0
6. 福祉事務所(家児相)	409	54.9	75	10.1
7. 婦人相談所	28	3.8	0	0.0
8. 精神保健福祉センター	12	1.6	0	0.0
9. 児童委員(主任)	190	25.5	7	0.9
10. 保健所	145	19.5	19	2.6
11. 保育所・幼稚園	155	20.8	12	1.6
12. 学校	461	61.9	57	7.7
13. 児童館	10	1.3	0	0.0
14. 学童保育	6	0.8	0	0.0
15. 乳児院	5	0.7	0	0.0
16. 児童養護施設	92	12.3	6	0.8
17. 児童自立支援施設	5	0.7	0	0.0
18. 障害関係施設	5	0.7	0	0.0
19. 民間相談機関	15	2.0	0	0.0
20. 町村福祉担当部局	143	19.2	7	0.9
21. その他	113	15.2	10	1.3
22. その他に児相と記入			16	2.1
23. 中核無記入→児相			493	66.2
N.A.	1	0.1	7	0.9

表17 一時保護中、児童・保護者への対応をした職員

	児童		保護者		主な担当者	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1. 一時保護所職員	78	6.3	271	21.8	18	1.4
2. 児童福祉司	1126	90.4	1198	96.2	925	74.3
3. 相談員	72	5.8	72	5.8	23	1.8
4. 心理判定員	974	78.2	242	19.4	3	0.2
5. 保健婦・看護婦	335	26.9	38	3.1	1	0.1
6. 医師	390	31.3	43	3.5	1	0.1
7. 所長・課長等管理職	191	15.3	248	19.9	10	0.8
8. その他の職種	71	5.7	91	7.3	7	0.6
N.A.	11	0.9	16	1.3	257	20.6

表18 対応の内容

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 所内面接	912	73.3
2. 文書連絡等	179	14.4
3. 電話	895	71.9
4. 訪問	577	46.3
5. その他	68	5.5
N.A.	51	4.1

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表19 一時保護中の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1回	243	19.5	83	6.7	123	9.9	221	17.8	34	2.7
2回	230	18.5	50	4.0	182	14.6	160	12.9	13	1.0
3回	169	13.6	25	2.0	119	9.6	76	6.1	9	0.7
4回	96	7.7	7	0.6	87	7.0	31	2.5	3	0.2
5～9回	106	8.5	6	0.5	210	16.9	58	4.7	1	0.1
10～19回	26	2.1	1	0.1	108	8.7	12	1.0	1	0.1
20～29回	3	0.2	0	0.0	20	1.6	1	0.1	1	0.1
30～39回	0	0.0	1	0.1	4	0.3	1	0.1	0	0.0
40回以上	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0
回数不明	38	3.1	6	0.5	39	3.1	17	1.4	6	0.5
0回を含むN.A.	333	26.7	1066	85.6	350	28.1	668	53.7	1177	94.5
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	47回		30回		60回		30回		20回	
平均値(0回を除く)	3.1回		2.1回		5.2回		2.6回		2.2回	
平均値(0回を含む)	2.2回		0.3回		3.7回		1.2回		0.1回	

表19-1 一時保護中の相談指導の平均回数・一時保護平均日数(クロス)

平均値以上

		所内面接	文書連絡等	電話	訪問	一時保護期間
全体(0を除く)		3.1回	2.1回	5.2回	2.6回	29.8日
児相の処遇方針	継続指導	3.4	1.7	4.9	2.0	21.9
	児童福祉司等指導	3.8	1.6	5.0	2.8	27.3
	施設設置	2.9	2.1	5.3	2.5	32.9
	その他	2.7	1.9	5.4	2.1	25.5
実際の処遇	継続指導	3.7	1.6	5.4	2.1	22.4
	児童福祉司等指導	3.6	1.7	5.1	2.8	27.5
	施設設置	2.9	2.1	5.1	2.5	33.2
	その他	2.9	1.9	5.6	2.0	26.0
施設措置への同意	同意した	2.9	2.1	4.9	2.4	30.4
	同意しない	2.7	2.2	8.2	4.8	57.9
保護者への援助の拒否	拒否あり	3.2	2.1	6.7	3.0	35.6
	拒否なし	3.0	2.1	4.3	2.2	26.8
虐待の事実	認めた	3.2	2.0	5.2	2.6	29.5
	認めない	2.7	2.2	5.2	2.6	30.1
関係機関との連絡調整 (一時保護中)	あり	3.2	2.1	5.6	2.7	32.3
	なし	2.2	1.5	3.2	2.0	18.1
チーム体制 (一時保護中)	あり	3.2	2.2	6.0	2.8	34.2
	なし	2.7	1.8	4.3	2.4	26.1
ケースの困難度	大変困難	3.8	2.1	4.4	2.3	40.4
	やや困難	2.9	2.1	4.4	2.3	28.4
	他のケースと同様	2.7	1.9	3.6	2.0	22.5
	楽だった	2.2	1.8	3.9	1.3	18.0
虐待の種別	身体的虐待	3.2	2.4	5.5	2.5	31.1
	不適切な保護・拒否	2.8	1.9	4.8	2.7	27.1
	性的虐待	2.9	1.1	4.5	2.0	30.6
	心理的虐待	3.9	2.6	7.1	2.5	37.7

表20 一時保護中の関係機関・施設との連絡調整、会議

	件数	%
全体	1245	100.0
あり	1010	81.1
なし	216	17.3
不明・	8	0.6
N.A.	11	0.9

表20-1 施設措置への同意別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	739	625	102	12
	100.0	84.6	13.8	1.6
同意あり	700	588	100	12
	100.0	84.0	14.3	1.7
同意なし	39	37	2	0
	100.0	94.9	5.1	0.0

表20-2 保護者援助への拒否別

\*\*

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1220	989	214	17
	100.0	81.1	17.5	1.4
援助を拒否	448	385	58	5
	100.0	85.9	12.9	1.1
拒否なし	772	604	156	12
	100.0	78.2	20.2	1.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表20-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1200	972	212	16
	100.0	81.0	17.7	1.3
虐待の事実を認めた	622	504	113	5
	100.0	81.0	18.2	0.8
虐待の事実を認めない	578	468	99	11
	100.0	81.0	17.1	1.9

表20-4 事例の困難度別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1234	1004	213	17
	100.0	81.4	17.3	1.4
大変困難	343	301	39	3
	100.0	87.8	11.4	0.9
やや困難	539	437	94	8
	100.0	81.1	17.4	1.5
他のケースと同様	304	227	72	5
	100.0	74.7	23.7	1.6
楽だった	48	39	8	1
	100.0	81.3	16.7	2.1

表21 一時保護中の関係機関・施設との関わり

	全体		中核	
	件数	%	件数	%
全体	1010	100.0	1010	100.0
1. 警察	238	23.6	14	1.4
2. 医療機関	191	18.9	19	1.9
3. 家庭裁判所	83	8.2	11	1.1
4. 教育相談室等	29	2.9	4	0.4
5. 少年補導センター	6	0.6	2	0.2
6. 福祉事務所（家児相）	453	44.9	74	7.3
7. 婦人相談所	49	4.9	2	0.2
8. 精神保健福祉センター	8	0.8	1	0.1
9. 児童委員（主任）	177	17.5	5	0.5
10. 保健所	118	11.7	8	0.8
11. 保育所・幼稚園	108	10.7	10	1.0
12. 学校	615	60.9	64	6.3
13. 児童館	6	0.6	0	0.0
14. 学童保育	4	0.4	0	0.0
15. 乳児院	5	0.5	2	0.2
16. 児童養護施設	372	36.8	35	3.5
17. 児童自立支援施設	31	3.1	4	0.4
18. 障害関係施設	16	1.6	3	0.3
19. 民間相談機関	12	1.2	1	0.1
20. 町村福祉担当部局	114	11.3	2	0.2
21. その他	139	13.8	20	2.0
22. その他に児相と記入		0.0	31	3.1
23. 中核無記入一児相		0.0	696	68.9
N.A.	1	0.1	2	0.2

表22 一時保護期間の日数

	件数	%
全体	1245	100.0
1週間未満	177	14.2
2週間未満	191	15.3
3週間未満	188	15.1
1ヶ月未満	217	17.4
2ヶ月未満	319	25.6
3ヶ月未満	77	6.2
4ヶ月未満	25	2.0
5ヶ月未満	14	1.1
6ヶ月未満	3	0.2
6ヶ月以上	10	0.8
N.A.	24	1.9
最低値		0日
最高値		300日
中央値		23日
平均値		29.8日

表23 一時保護解除後の処遇

	児相の処遇		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
継続指導	182	14.6	170	13.7
児童福祉司等指導	100	8.0	117	9.4
施設措置	800	64.3	753	60.5
その他	142	11.4	169	13.6
（うち里親委託）	21	1.7	21	1.7
N.A.	21	1.7	36	2.9

表23-1 保護者への援助の拒否別

	児相の処遇方針						実際の処遇					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1220	179	99	783	138	21	1220	167	116	738	166	33
	100.0	14.7	8.1	64.2	11.3	1.7	100.0	13.7	9.5	60.5	13.6	2.7
援助の拒否	448	80	57	252	45	14	448	75	68	227	63	15
	100.0	17.9	12.7	56.3	10.0	3.1	100.0	16.7	15.2	50.7	14.1	3.3
拒否なし	772	99	42	531	93	7	772	92	48	511	103	18
	100.0	12.8	5.4	68.8	12.0	0.9	100.0	11.9	6.2	66.2	13.3	2.3

表23-2 保護者の虐待の事実認知別

	児相の処遇方針						実際の処遇					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1200	178	96	776	130	20	1200	166	111	731	157	35
	100.0	14.8	8.0	64.7	10.8	1.7	100.0	13.8	9.3	60.9	13.1	2.9
虐待の事実を認めた	622	98	50	399	67	8	622	92	61	379	77	13
	100.0	15.8	8.0	64.1	10.8	1.3	100.0	14.8	9.8	60.9	12.4	2.1
虐待の事実を認めない	578	80	46	377	63	12	578	74	50	352	80	22
	100.0	13.8	8.0	65.2	10.9	2.1	100.0	12.8	8.7	60.9	13.8	3.8

（クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001）

表23-3 事例の困難度別

	児相の処遇方針						実際の処遇					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1234 100.0	181 14.7	99 8.0	793 64.3	140 11.3	21 1.7	1234 100.0	169 13.7	116 9.4	746 60.5	167 13.5	36 2.9
大変困難	343 100.0	38 11.1	48 14.0	211 61.5	34 9.9	12 3.5	343 100.0	39 11.4	61 17.8	188 54.8	44 12.8	11 3.2
やや困難	539 100.0	89 16.5	34 6.3	364 67.5	47 8.7	5 0.9	539 100.0	80 14.8	35 6.5	355 65.9	58 10.8	11 2.0
他のケースと同様	304 100.0	49 16.1	12 3.9	196 64.5	43 14.1	4 1.3	304 100.0	45 14.8	14 4.6	183 60.2	50 16.4	12 3.9
楽だった	48 100.0	5 10.4	5 10.4	22 45.8	16 33.3	0 0.0	48 100.0	5 10.4	6 12.5	20 41.7	15 31.3	2 4.2

表23-4 施設種別

	児相の処遇		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	800	100.0	753	100.0
児童養護施設	645	80.6	599	79.5
乳児院	10	1.3	10	1.3
情緒障害児短期治療施設	29	3.6	25	3.3
児童自立支援施設	46	5.8	44	5.8
虚弱児施設	13	1.6	12	1.6
障害児施設	2	0.3	2	0.3
精神薄弱児施設等	14	1.8	15	2.0
その他・不明	41	5.1	46	6.1

表24 一時保護解除後、児童・保護者へ対応をした職員

	職員		主な担当者	
	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0
1. 一時保護所職員	16	5.6	6	2.1
2. 児童福祉司	277	96.5	204	71.1
3. 相談員	14	4.9	6	2.1
4. 心理判定員	93	32.4	4	1.4
5. 保健婦・看護婦	7	2.4	0	0.0
6. 医師	9	3.1	2	0.7
7. 所長・課長等管理職	30	10.5	3	1.0
8. その他の職種	13	4.5	3	1.0
N.A.	1	0.3	59	20.6

表25 対応の内容

	件数	%
全体	287	100.0
1. 所内面接	135	47.0
2. 文書連絡等	40	13.9
3. 電話	218	76.0
4. 訪問	176	61.3
5. その他	29	10.1
N.A.	14	4.9

表26 一時保護解除後の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
1回	42	14.6	19	6.6	19	6.6	38	13.2	4	1.4
2回	26	9.1	15	5.2	40	13.9	20	7.0	4	1.4
3回	10	3.5	5	1.7	27	9.4	38	13.2	5	1.7
4回	7	2.4	0	0.0	15	5.2	19	6.6	0	0.0
5~9回	30	10.5	1	0.3	56	19.5	34	11.8	9	3.1
10~19回	12	4.2	0	0.0	35	12.2	14	4.9	3	1.0
20~29回	2	0.7	0	0.0	5	1.7	0	0.0	0	0.0
30~39回	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40回以上	0	0.0	0	0.0	4	1.4	2	0.7	0	0.0
回数不明	5	1.7	0	0.0	17	5.9	11	3.8	4	1.4
0回を含むN.A.	152	53.0	247	86.1	69	24.0	111	38.7	258	89.9
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	30回		8回		50回		47回		17回	
平均値(0回を除く)	4.4回		1.8回		6.6回		4.5回		4.8回	
平均値(0回を含む)	2.0回		0.3回		5.1回		1.7回		0.4回	

表27 来所形態

	件数	%
全体	287	100.0
児童のみ	23	8.0
保護者のみ	34	11.8
児童と保護者	82	28.6
来所なし	129	44.9
N.A.	19	6.6

表28 一時保護解除後の在宅での状況

	1. 虐待が激化		2. 関係の改善		3. 援助の拒否		4. 問題行動	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
はい	16	5.6	150	52.3	68	23.7	46	16.0
いいえ	234	81.5	104	36.2	187	65.2	199	69.3
N.A.	37	12.9	33	11.5	32	11.1	42	14.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表28-1 虐待の事実認知別一時保護解除後の虐待の激化

	全体	激化した	激化なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	16 5.8	228 82.3	33 11.9
虐待の事実を認めた	153 100.0	5 3.3	126 82.4	22 14.4
認めない	124 100.0	11 8.9	102 82.3	11 8.9

表28-2 虐待の事実認知別一時保護解除後の関係の改善

	全体	改善した	改善なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	145 52.3	102 36.8	30 10.8
虐待の事実を認めた	153 100.0	94 61.4	43 28.1	16 10.5
認めない	124 100.0	51 41.1	59 47.6	14 11.3

表28-3 虐待の事実認知別一時保護解除後の援助の拒否

	全体	拒否あり	拒否なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	67 24.2	182 65.7	28 10.1
虐待の事実を認めた	153 100.0	21 13.7	111 72.5	21 13.7
認めない	124 100.0	46 37.1	71 57.3	7 5.6

表28-4 虐待の事実認知別一時保護解除後の問題行動の悪化

	全体	悪化した	悪化なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	46 16.6	193 69.7	38 13.7
虐待の事実を認めた	153 100.0	21 13.7	106 69.3	26 17.0
認めない	124 100.0	25 20.2	87 70.2	12 9.7

表29 施設措置への保護者の同意

	件数	%
全体	753	100.0
はい	700	93.0
いいえ	39	5.2
不明	6	0.8
N.A.	8	1.1

表30 同意した保護者

	件数	%
全体	700	100.0
1. 両親とも同意	266	38.0
2. ひとり親の同意	338	48.3
3. 両親のうち一方の同意	52	7.4
4. その他の同意	34	4.9
N.A.	10	1.4

表31 同意を得るのは難しかったか

	件数	%
全体	700	100.0
はい	265	37.9
いいえ	410	58.6
N.A.	25	3.6

表32 28条・33条の6の措置

	28条		33条の6	
	件数	%	件数	%
全体	39	100.0	39	100.0
はい	24	61.5	6	15.4
いいえ	14	35.9	26	66.7
N.A.	1	2.6	7	17.9

表33 施設入所後の状況

	1. 施設に適應		2. 問題行動の悪化		3. 保護者の行方不明		4. 強引な引き取り要求		5. 保護者が協力的	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0
はい	651	86.5	80	10.6	136	18.1	93	12.4	331	44.0
いいえ	83	11.0	636	84.5	570	75.7	623	82.7	377	50.1
N.A.	19	2.5	37	4.9	47	6.2	37	4.9	45	6.0

表34 一時保護解除後の関係機関

	件数	%
施設との連絡・調整・会議		
全体	1245	100.0
あり	844	67.8
なし	354	28.4
不明	3	0.2
N.A.	44	3.5

表34-1 施設措置への同意別

	全体	あり	なし	不明 N.A.
全体	739 100.0	512 69.3	221 29.9	6 0.8
同意あり	700 100.0	480 68.6	214 30.6	6 0.9
同意なし	39 100.0	32 82.1	7 17.9	0 0.0

表34-2 保護者援助への拒否別

	全体	あり	なし	不明 N.A.
全体	1220 100.0	826 67.7	352 28.9	42 3.4
援助を拒否	448 100.0	335 74.8	95 21.2	18 4.0
拒否なし	772 100.0	491 63.6	257 33.3	24 3.1

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)



表34-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	あり	なし	不明 N.A.
全体	1200	820	341	39
	100.0	68.3	28.4	3.3
虐待の事実を認めた	622	436	171	15
	100.0	70.1	27.5	2.4
虐待の事実を認めない	578	384	170	24
	100.0	66.4	29.4	4.2

表34-4 事例の困難度別

	全体	あり	なし	不明 N.A.
全体	1234	840	353	41
	100.0	68.1	28.6	3.3
大変困難	343	271	55	17
	100.0	79.0	16.0	5.0
やや困難	539	367	160	12
	100.0	68.1	29.7	2.2
他のケースと同様	304	176	120	8
	100.0	57.9	39.5	2.6
楽だった	48	26	18	4
	100.0	54.2	37.5	8.3

表35 一時保護解除後の関係機関・施設との関わり

	全体		中核	
	件数	%	件数	%
全体	844	100.0	844	100.0
1. 警察	138	16.4	9	1.1
2. 医療機関	120	14.2	17	2.0
3. 家庭裁判所	43	5.1	5	0.6
4. 教育相談室等	19	2.3	4	0.5
5. 少年補導センター	8	0.9	0	0.0
6. 福祉事務所(家児相)	341	40.4	42	5.0
7. 婦人相談所	17	2.0	0	0.0
8. 精神保健福祉センター	8	0.9	1	0.1
9. 児童委員(主任)	116	13.7	5	0.6
10. 保健所	104	12.3	10	1.2
11. 保育所・幼稚園	81	9.6	10	1.2
12. 学校	428	50.7	33	3.9
13. 児童館	1	0.1	0	0.0
14. 学童保育	5	0.6	0	0.0
15. 乳児院	6	0.7	3	0.4
16. 児童養護施設	403	47.7	93	11.0
17. 児童自立支援施設	37	4.4	7	0.8
18. 障害関係施設	16	1.9	7	0.8
19. 民間相談機関	9	1.1	1	0.1
20. 町村福祉担当部局	84	10.0	6	0.7
21. その他	111	13.2	17	2.0
22. その他に見相と記入			20	2.4
23. 中核無記入→児相			546	64.7
N.A.	1	0.1	8	0.9

表36 チーム体制

	設問		一時保護前		一時保護中		保護解除後	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	857	100.0	1245	100.0	1245	100.0
はい	705	56.6	477	55.7	710	57.0	595	47.8
いいえ	514	41.3	380	44.3	533	42.8	648	52.0
不明	8	0.6						
N.A.	18	1.4			2	0.2	2	0.2

表36-1 施設措置への同意別

	設問				一時保護前			一時保護中			保護解除後**		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	739	429	296	14	538	303	235	739	431	308	739	358	381
	100.0	58.1	40.1	1.9	100.0	56.3	43.7	100.0	58.3	41.7	100.0	48.4	51.6
同意あり	700	401	285	14	510	285	225	700	403	297	700	330	370
	100.0	57.3	40.7	2.0	100.0	55.9	44.1	100.0	57.6	42.4	100.0	47.1	52.9
同意なし	39	28	11	0	28	18	10	39	28	11	39	28	11
	100.0	71.8	28.2	0.0	100.0	64.3	35.7	100.0	71.8	28.2	100.0	71.8	28.2

表36-2 保護者への援助の拒否別

	設問***				一時保護前***			一時保護中***			保護解除後***		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1220	689	510	21	842	467	375	1220	693	527	1220	578	642
	100.0	56.5	41.8	1.7	100.0	55.5	44.5	100.0	56.8	43.2	100.0	47.4	52.6
援助を拒否	448	291	150	7	332	213	119	448	289	159	448	251	197
	100.0	65.0	33.5	1.6	100.0	64.2	35.8	100.0	64.5	35.5	100.0	56.0	44.0
拒否なし	772	398	360	14	510	254	256	772	404	368	772	327	445
	100.0	51.6	46.6	1.8	100.0	49.8	50.2	100.0	52.3	47.7	100.0	42.4	57.6

(クロス表は上段:実数、下段:%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表36-3 保護者の虐待の事実認知別

	設 問				一時保護前			一時保護中			保護解除後 **		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1200	685	494	21	832	465	367	1200	690	510	1200	578	622
	100.0	57.1	41.2	1.8	100.0	55.9	44.1	100.0	57.5	42.5	100.0	48.2	51.8
虐待の事実を認めた	622	364	250	8	445	258	187	622	363	259	622	323	299
	100.0	58.5	40.2	1.3	100.0	58.0	42.0	100.0	58.4	41.6	100.0	51.9	48.1
虐待の事実を認めない	578	321	244	13	387	207	180	578	327	251	578	255	323
	100.0	55.5	42.2	2.2	100.0	53.5	46.5	100.0	56.6	43.4	100.0	44.1	55.9

表36-4 事例の困難度別

	設 問 ***				一時保護前 ***			一時保護中 ***			保護解除後 ***		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1234	702	512	20	853	475	378	1234	706	528	1234	591	643
	100.0	56.9	41.5	1.6	100.0	55.7	44.3	100.0	57.2	42.8	100.0	47.9	52.1
大変困難	343	235	104	4	273	177	96	343	232	111	343	216	127
	100.0	68.5	30.3	1.2	100.0	64.8	35.2	100.0	67.6	32.4	100.0	63.0	37.0
やや困難	539	321	205	13	379	220	159	539	320	219	539	252	287
	100.0	59.6	38.0	2.4	100.0	58.0	42.0	100.0	59.4	40.6	100.0	46.8	53.2
他のケースと同様	304	119	182	3	181	69	112	304	127	177	304	100	204
	100.0	39.1	59.9	1.0	100.0	38.1	61.9	100.0	41.8	58.2	100.0	32.9	67.1
楽だった	48	27	21	0	20	9	11	48	27	21	48	23	25
	100.0	56.3	43.8	0.0	100.0	45.0	55.0	100.0	56.3	43.8	100.0	47.9	52.1

表37 関わりのあった職種

	一時保護前				一時保護前				一時保護前			
	チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1. 児童福祉司	485	39.0	363	29.2	687	55.2	398	32.0	573	46.0	348	28.0
2. 相談員	82	6.6	28	2.2	63	5.1	12	1.0	51	4.1	14	1.1
3. 心理判定員	268	21.5	2	0.2	618	49.6	11	0.9	350	28.1	15	1.2
4. 保健婦・看護婦	38	3.1	2	0.2	159	12.8	0	0.0	16	1.3	0	0.0
5. 医師	53	4.3	2	0.2	219	17.6	1	0.1	39	3.1	2	0.2
6. 一時保護職員	40	3.2	0	0.0	563	45.2	33	2.7	46	3.7	2	0.2
7. 所長・管理職等	240	19.3	11	0.9	370	29.7	13	1.0	181	14.5	6	0.5
8. その他の職種	60	4.8	5	0.4	87	7.0	0	0.0	81	6.5	4	0.3
N.A.	745	59.8	832	66.8	535	43.0	777	62.4	650	52.2	854	68.6

表38 事例に関するその他の状況

	はい		いいえ		不明		N.A.		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
・保護者に対する身の危険	175	14.1	1056	84.8			14	1.1	1245	100.0
・児童に対する身の危険	75	6.0	1161	93.3			9	0.7	1245	100.0
・処遇に関する抗議	159	12.8	1076	86.4			10	0.8	1245	100.0
・マスコミへの電話や投書	6	0.5	1232	99.0			7	0.6	1245	100.0
・弁護士が存在	14	1.1	1223	98.2			8	0.6	1245	100.0
・援助等に対する拒否	448	36.0	772	62.0			25	2.0	1245	100.0
・虐待の事実の認知	622	50.0	578	46.4			45	3.6	1245	100.0
・子ども自身の障害	136	10.9	1093	87.8			16	1.3	1245	100.0
・保護者の精神疾患既往歴	225	18.1	513	41.2	153	12.3	354	28.4	1245	100.0

表38-1 保護者への援助拒否

表38-1-1 施設措置への同意別 \*\*\*

	全体	***		
		拒否あり	拒否なし	不明 N.A.
全体	739	224	504	11
	100.0	30.3	68.2	1.5
同意あり	700	199	492	9
	100.0	28.4	70.3	1.3
同意なし	39	25	12	2
	100.0	64.1	30.8	5.1

表38-1-2 保護者の虐待の事実認知別 \*\*\*

	全体	***		
		拒否あり	拒否なし	不明 N.A.
全体	1200	445	741	14
	100.0	37.1	61.8	1.2
認めた	622	176	434	12
	100.0	28.3	69.8	1.9
認めない	578	269	307	2
	100.0	46.5	53.1	0.3

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表38-2 虐待の事実の認知

表38-2-1 施設措置への同意別

\*\*

	全体	認めた	認めない	不明 N.A.
全体	739	377	345	17
	100.0	51.0	46.7	2.3
同意あり	700	366	319	15
	100.0	52.3	45.6	2.1
同意なし	39	11	26	2
	100.0	28.2	66.7	5.1

表39 事例の全体の困難度

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 大変困難	343	27.6
2. やや困難	539	43.3
3. 他のケースと同様	304	24.4
4. 楽だった	48	3.9
N.A.	11	0.9

表39-1 虐待の種類別

\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	1244	342	539	304	48	11
	100.0	27.5	43.3	24.4	3.9	0.9
身体的虐待	560	163	243	131	20	3
	100.0	29.1	43.4	23.4	3.6	0.5
不適切な保護 ないし拒否	520	117	243	133	21	6
	100.0	22.5	46.7	25.6	4.0	1.2
性的虐待	82	27	32	20	2	1
	100.0	32.9	39.0	24.4	2.4	1.2
心理的虐待	82	35	21	20	5	1
	100.0	42.7	25.6	24.4	6.1	1.2

表39-2 一時保護解除後の虐待激化別

\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	250	90	97	51	11	1
	100.0	36.0	38.8	20.4	4.4	0.4
激化した	16	12	3	1	0	0
	100.0	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0
激化しない	234	78	94	50	11	1
	100.0	33.3	40.2	21.4	4.7	0.4

表39-3 一時保護解除後の関係の改善別事例の困難度

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	254	90	99	53	11	1
	100.0	35.4	39.0	20.9	4.3	0.4
改善した	150	40	60	42	7	1
	100.0	26.7	40.0	28.0	4.7	0.7
改善しない	104	50	39	11	4	0
	100.0	48.1	37.5	10.6	3.8	0.0

表39-4 一時保護解除後の援助の拒否別事例の困難度

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	255	91	101	51	11	1
	100.0	35.7	39.6	20.0	4.3	0.4
拒否あり	68	37	27	4	0	0
	100.0	54.4	39.7	5.9	0.0	0.0
拒否なし	187	54	74	47	11	1
	100.0	28.9	39.6	25.1	5.9	0.5

表39-5 一時保護解除後の問題行動の悪化別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	245	89	93	51	11	1
	100.0	36.3	38.0	20.8	4.5	0.4
悪化した	46	21	17	6	2	0
	100.0	45.7	37.0	13.0	4.3	0.0
悪化しない	199	68	76	45	9	1
	100.0	34.2	38.2	22.6	4.5	0.5

表39-6 施設措置への同意別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	739	188	350	179	19	3
	100.0	25.4	47.4	24.2	2.6	0.4
同意した	700	161	345	173	19	2
	100.0	23.0	49.3	24.7	2.7	0.3
同意しない	39	27	5	6	0	1
	100.0	69.2	12.8	15.4	0.0	2.6

表39-7 施設措置への同意の困難別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	681	155	339	167	18	2
	100.0	22.8	49.8	24.5	2.6	0.3
困難だった	268	116	136	15	1	0
	100.0	43.3	50.7	5.6	0.4	0.0
困難ではない	413	39	203	152	17	2
	100.0	9.4	49.2	36.8	4.1	0.5

表39-8 施設への適応別

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	734	181	351	180	18	4
	100.0	24.7	47.8	24.5	2.5	0.5
はい	651	155	306	170	17	3
	100.0	23.8	47.0	26.1	2.6	0.5
いいえ	83	26	45	10	1	1
	100.0	31.3	54.2	12.0	1.2	1.2

表39-9 児童自身の問題行動の悪化別

	全体	大変困難	やや困難	他ケースと同様	他ケースより楽	N.A.
全体	716	178	346	170	18	4
	100.0	24.9	48.3	23.7	2.5	0.6
悪化した	80	22	46	11	1	0
	100.0	27.5	57.5	13.8	1.3	0.0
悪化しない	636	156	300	159	17	4
	100.0	24.5	47.2	25.0	2.7	0.6

表39-10 入所後保護者の行方不明等別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	706	175	341	169	17	4
	100.0	24.8	48.3	23.9	2.4	0.6
はい	136	34	73	25	4	0
	100.0	25.0	53.7	18.4	2.9	0.0
いいえ	570	141	268	144	13	4
	100.0	24.7	47.0	25.3	2.3	0.7

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表39-11 保護者の強引な引き取り要求別 \*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	716 100.0	179 25.0	346 48.3	170 23.7	17 2.4	4 0.6
はい	93 100.0	50 53.8	36 38.7	6 6.5	0 0.0	1 1.1
いいえ	623 100.0	129 20.7	310 49.8	164 26.3	17 2.7	3 0.5

表39-12 児相・施設への協力度別 \*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	708 100.0	178 25.1	339 47.9	170 24.0	17 2.4	4 0.6
協力的	331 100.0	54 16.3	164 49.5	102 30.8	10 3.0	1 0.3
非協力的	377 100.0	124 32.9	175 46.4	68 18.0	7 1.9	3 0.8

表39-13 保護者に対する身の危険別 \*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1231 100.0	338 27.5	536 43.5	304 24.7	48 3.9	5 0.4
はい	175 100.0	104 59.4	63 36.0	5 2.9	3 1.7	0 0.0
いいえ	1056 100.0	234 22.2	473 44.8	299 28.3	45 4.3	5 0.5

表39-14 児童に対する身の危険別 \*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1236 100.0	342 27.7	537 43.4	304 24.6	48 3.9	5 0.4
はい	75 100.0	31 41.3	30 40.0	11 14.7	2 2.7	1 1.3
いいえ	1161 100.0	311 26.8	507 43.7	293 25.2	46 4.0	4 0.3

表39-15 処遇に関する抗議別 \*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1235 100.0	341 27.6	538 43.6	303 24.5	48 3.9	5 0.4
はい	159 100.0	114 71.7	38 23.9	6 3.8	0 0.0	1 0.6
いいえ	1076 100.0	227 21.1	500 46.5	297 27.6	48 4.5	4 0.4

表39-16 マスコミへの電話や投書別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1238 100.0	342 27.6	539 43.5	304 24.6	48 3.9	5 0.4
はい	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0
いいえ	1232 100.0	338 27.4	538 43.7	303 24.6	48 3.9	5 0.4

表39-17 弁護士が存在別事例の困難度 \*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1237 100.0	342 27.6	539 43.6	303 24.5	48 3.9	5 0.4
はい	14 100.0	10 71.4	3 21.4	1 7.1	0 0.0	0 0.0
いいえ	1223 100.0	332 27.1	536 43.8	302 24.7	48 3.9	5 0.4

表39-18 保護者への援助拒否別事例の困難度 \*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1220 100.0	340 27.9	525 43.0	302 24.8	48 3.9	5 0.4
はい	448 100.0	239 53.3	167 37.3	36 8.0	5 1.1	1 0.2
いいえ	772 100.0	101 13.1	358 46.4	266 34.5	43 5.6	4 0.5

表39-19 保護者の虐待の事実認知別事例の困難度 \*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1200 100.0	338 28.2	526 43.8	291 24.3	40 3.3	5 0.4
はい	622 100.0	156 25.1	273 43.9	167 26.8	24 3.9	2 0.3
いいえ	578 100.0	182 31.5	253 43.8	124 21.5	16 2.8	3 0.5

表39-20 子ども自身の障害の有無別事例の困難度 \*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1229 100.0	340 27.7	536 43.6	300 24.4	48 3.9	5 0.4
はい	136 100.0	46 33.8	66 48.5	21 15.4	2 1.5	1 0.7
いいえ	1093 100.0	294 26.9	470 43.0	279 25.5	46 4.2	4 0.4

表39-21 保護者の精神疾患の既往歴別事例の困難度 \*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	738 100.0	223 30.2	321 43.5	166 22.5	26 3.5	2 0.3
はい	225 100.0	82 36.4	100 44.4	38 16.9	5 2.2	0 0.0
いいえ	513 100.0	141 27.5	221 43.1	128 25.0	21 4.1	2 0.4

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)